

利息制限法及び出資法の改正に伴う 保証事務取扱いについて

多重債務問題の深刻化を是正するために貸金業法が抜本的に見直されたことに伴い、平成22年6月18日から、利息制限法及び出資法についても改正がなされました。この改正の中で信用保証料についても規制の対象となったため、保証事務の取扱いが一部変更となりますのでお知らせいたします。

利息制限法改正の概要

1. 施行期日 **平成22年6月18日**

2. 保証料の制限

利息制限法に定める利息の上限額（法定上限額※）について、保証料も合算の上規制をかけることとされ、この制限を超える保証料の契約は、超過分について無効となります。さらに、利息と合算して年20%を超える割合となる保証料の契約をした場合は、出資法により罰則の適用を受けます。

利息制限法上の法定上限額

元本 10万円未満	年20%
元本 10万円以上100万円未満	年18%
元本 100万円以上	年15%

※法定上限額は、一括弁済・分割弁済にかかわらず、元本に上記利率、貸付期間を乗じる箱取りの日割り計算となります。（次ページの法定上限額のイメージ図参照）

3. 利息制限法の制限を受ける貸付の種類

金銭消費貸借の他、当座貸越、手形貸付が制限の対象となります。なお、手形割引・社債については対象となりませんが、出資法の適用・影響を受けます。

出資法の高保証料の処罰

金銭の貸付（手形割引等含む）の保証を行うものが、貸付額の20%を超える割合となる保証料の契約をしたとき、またはこれを超える割合の保証料を受領・要求したときは、処罰の対象となります。

4. 根保証（当座貸越を含む）の制限

根保証については、元本極度額及び元本確定期日の明確な定めがある場合のみ保証料の支払を受けられることとなりました。すなわち、従来の元本確定期日の明確な定めのない期間指定では、保証料の支払を受けられないこととなります。

5. みなし保証料について

法定上限額には、一般の信用保証料の他に、一部の例外を除き債務者から受ける金銭は全て保証料としてみなされます。よって、延滞保証料や債務者から預かった、または立て替えた弁護士・司法書士費用等もみなし保証料として法定上限額に算入されることとなります。

みなし保証料から除かれるもの

- ・公租公課の支払に充てられるもの（登録免許税等）
- ・競売費用等の公の機関が行う手続きで、その機関に対する支払
- ・求償権の遅延損害金

保証協会の事務取扱い

1. 事務取扱い変更の対象となる保証

施行期日（平成22年6月18日）からの信用保証書発行分の全ての保証が対象となります。また、施行日以前の保証であっても、条件変更により保証料の再計算を行った場合は、施行期日以降の変更保証書発行分の保証から対象となります。

※施行期日以前の保証であっても、条件変更により保証料の再計算を行ったものは、新たな保証契約をしたものと解され利息制限法等の対象となるため、新たな法定上限額にて管理することとなります。

【法定上限額のイメージ図（分割返済のケース）】

